

被扶養者再確認事務の処理方法の変更について

当健康保険組合の被扶養者の再確認事務の処理方法について、効率的かつ重点的に行うことを目的に次のとおり変更させていただくこととなりました。

なお、詳細につきましては、現在検討中のため、改めてお知らせいたします。

【現行】

- 再確認事務の時期：毎年2月～3月（「源泉徴収票」1月末提出期限）
- 対 象 者：16歳以上の被扶養者全員
- 確 認 方 法：対象者全員の「源泉徴収票」【写】をご提出いただき、収入等の詳細確認が必要な被扶養者には調査表を送付し確認



【変更】

- 再確認事務の時期：毎年10月中旬～12月
(9月上旬頃依頼文書送付⇒10月中旬提出期限の予定で検討)
- 対 象 者：当健保にて指定する被扶養者
(対象者選別方法については現在検討中)
- 確 認 方 法：対象者の調査表を事業所担当者へ送付し、対象者に調査表へご記入いただき、収入確認等必要な添付書類を取りまとめ、健康保険組合へ提出